

4 . 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

4 - 1 . 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

4 - 1 - 1 情報支援の目的

先進国ではGDPの12%、開発途上国では20～30%を占めるといわれる公共調達 (OECD調査による)は、日本の優れた環境技術を用いた製品の国際展開にとって非常に有望な市場である。そして今や、公共調達は環境・社会・経済課題を解決するためのソリューションとしても、世界的な注目を集めている。各国政府は、この公共調達の巨大な購買力を、持続可能な消費と生産に向けた市場の革新・転換や、経済効果の創出といった政策目標の達成に活用するようになった。

世界の公共調達の実施状況に目を向けると、各国が独自の環境基準に基づき、グリーン公共調達(GPP)や環境ラベルの制度(ISO14024 に基づくタイプ 環境ラベル制度)を展開・発展させてきている。このため事業者にとっては、国際展開しようとする国ごとに異なる対応が必要となり、環境基準の国際的な整合を求める声も多い。こうしたグローバル化の流れをうけ、世界中で環境ラベル制度を中心とした制度や基準の調和が進みつつある。また、国連環境計画(UNEP)は「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)」のもと、持続可能な消費と生産(SCP)を実現するためにGPPと環境ラベルを有機的に関連付けて世界各国で推進しようとする取組を進めている。

こうした状況下、各国のGPP制度や環境ラベル制度の現況及び将来動向に関する情報は、事業者等が環境に配慮した製品を生産し、国際展開を図っていく上で非常に参考となるものであり、本事業においても複数年にわたり、セミナーを通じた情報提供を進めてきた。特に、事業者等がGPP基準及び環境ラベルの国際的調和や、産業競争力の向上と環境政策を一体的に進める欧州などの最新動向を知り、その情報にもとづき相互認証の活用や相手国GPP基準への適合を図る等により、環境配慮型製品及びサービスの海外展開をスムーズにすることが期待される。

以上を踏まえ、本年度事業においても引き続き、製品、サービスの海外展開に関心がある国内の企業、及びステークホルダーに対する情報支援を目的として、GPP政策や環境ラベル機関の専門家を海外から招聘し、オンラインセミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」を開催することとした。今回のセミナーでは、本年3月に新しいサーキュラー・エコノミー・アクションプランが発表されたばかりの欧州地域に焦点を当て、同アクションプランを所管する欧州委員会(EC)のほか、ドイツのGPPを所管する連邦環境庁(UBA)の専門家を招き、各国の最新動向を詳しく解説いただいた。さらに、海外専門家の講演をより深く理解できるように、日本国内からも(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)ならびに(公財)日本生産性本部の専門家を招き、GPPを取り巻くEUの環境政策の最新動向について講演いただいた。

本セミナーは、平成26～28年度に日本で開催した国際シンポジウム・担当者意見交換会を継承するもので、各国のGPPや環境ラベル制度の最新動向を直接聞くことができる点が大きな特徴となっている。毎年、継続的にこうしたセミナー等を開催することにより、

日本の一般参加者(特に事業者等)に対して最新情報をインプットできるだけでなく、日本の GPP・環境ラベルの取組の世界への発信と、GPP / 環境ラベルの分野における日本の貢献を国際社会にアピールすることが期待される。

なお本セミナーは例年、国内最大級の環境配慮型製品・サービスの展示会である「エコプロ」の同時開催イベントとして、東京ビッグサイト会議棟で開催してきたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を鑑み、オンラインセミナーで開催することとした。また、例年は3時間のプログラムを1日で開催しているが、長時間のオンライン視聴による聴講者への負担を考慮し、1日あたり2時間のプログラムを2日間に亘って開催することとした。

期待される効果

【国内事業者に対して】

- ・ 各国の GPP / 環境ラベルの動向を収集できる場を設けることにより、日本事業者の国際展開を支援する。
- ・ 日本事業者の国際展開における要望や課題を発信することを通じて、海外 GPP 政策担当者、環境ラベル機関との双方向コミュニケーションがはかれる場とする。
- ・ エコプロ展と同時に開催することで、国内事業者が参加しやすく、かつ海外招聘者に対して日本の優れた環境配慮型製品等をアピールできる機会になる。

【海外 GPP 政策担当者、環境ラベル機関に対して】

- ・ 日本の GPP / 環境ラベルの取組を広く継続的に世界に発信できる。
- ・ 日本が主体となり他国や国際機関とも連携を取りながら、GPP / 環境ラベルに関して各国との関係強化や交流が深められる(世界に向けて日本が国際的な責務を果たしていることの発信)。
- ・ 日本事業者の国際展開における要望や課題を海外 GPP 政策担当者、環境ラベル機関とも共有することにより、その改善や解決を促す。
- ・ 各国の GPP / 環境ラベルの基盤作りを支援することで、国際的な市場のグリーン化へ貢献する。

【制度・基準の調和について】

- ・ 日本のグリーン購入法、エコマーク制度・基準が各国(特に ASEAN 各国)に浸透することにより、日本を中心とした基準の国際的な調和が進む。
- ・ 日本事業者による相互認証の活用が進むことにより、環境配慮型製品の国際展開が促進される。

4 - 1 - 2 開催概要

国際セミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

日 時：2020年11月25日（水）、26日（木） 15:30 - 17:30（両日とも）

会 場：オンライン開催（(公財)日本環境協会 会議室より配信）

主 催：環境省（運営：(公財)日本環境協会）

言 語：日英同時通訳

参加者：11月25日（水）事前登録者数 242名、当日参加者数 168名

11月26日（木）事前登録者数 260名、当日参加者数 177名

（2日間の事前登録者数の合計 289名）

講演者一覧

小林 弘幸	(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課 課長代理
西山 徹	(公財)地球環境戦略研究機関(IGES) 持続可能な消費と生産領域 上席客員研究員
加藤 瑞紀	(公財)地球環境戦略研究機関(IGES) 持続可能な消費と生産領域 研究員
Dr. Kristin Stechemesser	ドイツ連邦環境庁 Research Associate, German Environment Agency (UBA)
喜多川 和典	(公財)日本生産性本部 コンサルティング部エコ・マネジメント・センター長
Ms. Sylvie Ludain	欧州委員会 環境総局 ユニット B1 持続可能な生産・製品・消費担当官 Desk Officer, Directorate General for Environment – Unit B1: Sustainable production, products and consumption, European Commission(EC)

プログラム

《オンラインセミナー1日目》

1. 開会の挨拶

眞鍋 秀聡(環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐)

2. 世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向

[話題提供] 『世界のグリーン公共調達と環境ラベルの概要』

小林 弘幸 ((公財)日本環境協会エコマーク事務局)

[特別講演] 『循環経済の実現に向けたグリーン公共調達に関する日 EU 政策比較』

西山 徹、加藤 瑞紀(公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES))

[講演] 『サーキュラー・エコノミー政策におけるドイツのグリーン公共調達と環境ラベ

ルの最新動向』

Dr. Kristin Stechemesser (ドイツ連邦環境庁(UBA))

[海外専門家との意見交換会(質疑応答)]

西山 徹、加藤 瑞紀(公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES))

Dr. Kristin Stechemesser (ドイツ連邦環境庁(UBA))

3. 閉会

《オンラインセミナー2日目》

1. 開会の挨拶

眞鍋 秀聡(環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐)

2. 世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向

[特別講演] 『EUにおけるサーキュラー・エコノミーに関わる新たな動き』

喜多川 和典(公益財団法人日本生産性本部)

[話題提供] 『世界のグリーン公共調達と環境ラベルの概要』

小林 弘幸 ((公財)日本環境協会エコマーク事務局)

[講演] 『サーキュラー・エコノミー政策における EU のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向』

Ms. Sylvie Ludain (欧州委員会(EC))

[海外専門家との意見交換会(質疑応答)]

喜多川 和典 (公益財団法人日本生産性本部)

Ms. Sylvie Ludain (欧州委員会(EC))

3. 閉会

オンラインセミナーのプログラム詳細は資料編 4-1-1 に収録した。

本セミナーの告知は、環境省による報道発表のほか、(公財)日本環境協会エコマーク事務局 Web サイト及びメールマガジン¹、NEWSCAST²による発信、CLOMA(クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス)³ メールマガジンにて行った。

¹ <https://www.ecomark.jp/>

² ニュース発信プラットフォーム< <https://newscast.jp/> >

³ <https://cloma.net/>

4 - 1 - 3 オンラインセミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向」の講演内容

< オンラインセミナー1日目 >

話題提供「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの概要」

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 小林 弘幸

GPP は公的機関が調達を行う際、環境に配慮した物品・サービスを調達する政策をいう。日本のグリーン購入法においても、公的機関が調達を行う際は、まず必要性を考えたうえで、環境に配慮した物品・サービスを調達することとされている。EUにおけるGPPの解釈もほぼ同義である。公共調達の規模はOECD加盟国でGDPの約12%、発展途上国で約20~30%と非常に大きな市場になる。日本の2015年の実質GDPは約520兆円であるので、その12%であれば約60兆円になる。政府機関の大きな購買力を用いて、需要面から環境物品等の市場形成を目指すことができる。UNEPほか多くの国際機関がGPPを活用した政策支援を行っている。日本ではグリーン購入法が2000年に制定され、日本でもGPPが実施されている。



GPP/SPPの国際的普及の動きとしては、UNEPが「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)」の採択プログラムとして、SPPプログラムを世界中で展開している。エコマーク事務局も含め500以上の機関が参画し、ウェビナー開催など積極的に活動している。またSDGsのターゲット12.7で「持続可能な消費と生産」が取り上げられていることもあり、UNEP以外にも、GIZ(ドイツ国際協力公社)が、タイプ環境ラベルとGPPを活用して市場の低炭素化を目指す「アドバンスSCP NEXT5」という政策支援プログラムを東南アジア地域で展開している。ECでは、特に東南アジアにSCPへの移行を目指す「Switch Asia」プログラムを約250兆円規模の予算で実施している。そのほか、APECや世界の自治体ネットワークであるICLEIなどもGPP/SPPまたはタイプ環境ラベルに関するプログラムを広く展開している。

今年3月に、第二次循環経済アクションプラン(サーキュラー・エコノミー・アクションプラン2.0、以下、CEAP2.0)がECより公表された。EUのGDPの約14%を占めるGPPの影響を活用して、持続可能な製品への転換を図るもので、GPP促進に向けて公的機関や自治体に対し、目標設定、GPP基準におけるミニマム要件、モニタリングなどの必須化も求めている。

次に環境ラベルとは、消費者の購入の目安となるように、製品やサービスの環境側面を製品や包装ラベル、製品説明書等に書かれた文言、シンボル等を通じて、購入者に伝達するもので、エコラベルインデックスによると世界中で456の環境ラベルが登録されている。エコマークはISO14024に則ったタイプ環境ラベルであり、資源採取から廃棄までのライフサイクル全体を通じた基準で第三者が審査・認定するもので、ほかに自己宣言型のタ

タイプ、環境情報表示のタイプがある。タイプ環境ラベルがグローバル・エコラベリング・ネットワーク(GEN)という国際ネットワークを組織しており、日本は1994年の設立当初から発起団体として運営に携わっている。今年になって5機関が新たに加盟し、会員は54か国・地域、35ラベルとなった。


この表はグリーン購入法とエコマークを比較したものである。所管、根拠法令、対象分野などに違いはあるものの、グリーン購入法の特定調達品目のうち60~70%はエコマークの対象品目がカバーしている。その品目については、エコマーク基準のほうがグリーン購入法の「判断の基準」よりも厳しいため上位互換の関係にあり、エコマーク商品であれば「判断の基準」を満足していることから、国や自治体の調達の際に参考とされている。

世界各国のGPPにおける環境ラベルの位置づけを概説する。欧州委員会では2014年に公共調達指令が改正され、入札仕様書などにタイプ環境ラベル製品を明記できるようになった。EU加盟国であるドイツでも、環境仕様を満たすことの証明として、ドイツのタイプ環境ラベルであるブルーエンジェルを直接的に参照している。中国ならびに韓国は、自国のタイプ環境ラベルを取得している商品の調達が実質的に義務となっているため、公共調達に入るためには、それぞれの国のタイプ環境ラベルを取得する必要がある。

そうした様々なやり方を大きく3つに分類した。A(日本、タイ)の特徴は、GPP基準が設定されている一方、タイプ

環境ラベルも両輪で動いており、GPP基準がミニマム基準のような位置づけで、タイプ環境ラベルがより厳しい基準として設定されている。タイではグリーンカードがGPP基準、タイプ環境ラベルのタイグリーンラベルが上位基準である。B(韓国、中国他)ではGPP基準が

なく、実質的にタイプ環境ラベルの取得が条件となっているため、ラベル=GPPと表した。CはGPP基準が無い、あるいは参考基準のようになっており、積極的に環境ラベルを活用している。EUをタイプCに分類したが、GPP基準を持ち、タイプ環境ラベルであるEUフラワーが上位基準になっている点は日本と似ているが、このスキームを採用するかは各加盟国に委ねられているので、便宜的にCに分類している。2014年の公共調達指令の改正のポイントは、評価基準の見直しが行われたことである。入札において価格だけでなく品質も含めた審査基準であるMEAT(the Most Economical Advantage Tender)で判断することとされ、ライフサイクルコストも考慮されるようになった。また、事務的な負担軽減を図る一つの方法として環境ラベルの直接的な参照ができるようになったことも挙げられる。EU指令2014/24の第43条には、基準策定プロセスの透明性などの5つの条件を満たすラベルであれば仕様書等で参照できるとされており、タイプ環境ラベルはそれを満たすため、EUフラワーやブルーエンジェル、ノルディックスワンなどが公共調達において広く活用されている。EUでは20の対象品目にGPP基準が設定されているが、それを採用するかは加盟国に委ねられている。またGPP基準にはレベルの異なる2つの基準(コア基準と包括基準)が設定されており、これも加盟国の調達担当者が選択で

 8. GPPと環境ラベルの関係

国	環境ラベル	GPP独自基準	関係性	備考
A 日本 タイ		判断の基準	 Label ≥ GPP	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GPPの独自基準を設定している ✓ タイプ1環境ラベルは、GPPよりも同等以上の基準を設定し、調達に活用されている ＜参考＞ ✓ グリーンカードは、公害監視局によるタイGPP基準を満たすことを示す登録制度で、登録期間終了後(2年)はグリーンラベルの取得が推奨される
		Green Card		
B 韓国 中国他		無	Label = GPP	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GPPの独自基準は設定されていない ✓ GPPにタイプ1環境ラベル制度を活用しており、調達には認定品を調達することが実質求められている
C 欧州、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、他		無 Or 参考基準	Label = GPP	<ul style="list-style-type: none"> ○ EUでは、 ✓ 改正EU公共調達指令(2014/24/EU等)のもと、各国で国内法規にて規定されている ✓ 改正EU公共調達指令では、調達要件の一つとしてタイプ1環境ラベルを要求仕様に参照することができる

きるようになってきている。EU は 27 カ国もあるため考え方や言語も違い、GPP の教育部門にも力を入れており、手引書やトレーニングキットなどを政府が公開して GPP の促進を図っている。

「世界のグリーン公共調達とエコラベルに関する優良事例と最新動向」
特別講演「循環経済の実現に向けたグリーン公共調達に関する日 EU 政策比較」
西山 徹、加藤 瑞紀(公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES))

西山 徹氏の講演

地球環境戦略研究機関では、循環経済とグリーン公共調達に関する政策の比較という調査を今年 2 月から行っている。循環経済そのものは本日のセミナーのメインテーマではないが、まず私からは、グリーン公共調達によって循環経済という一つの大きな目標をどのように実現していくかという視点から、循環経済に関する日本と EU の比較を紹介する。後半のグリーン公共調達の部分は加藤がお話する。



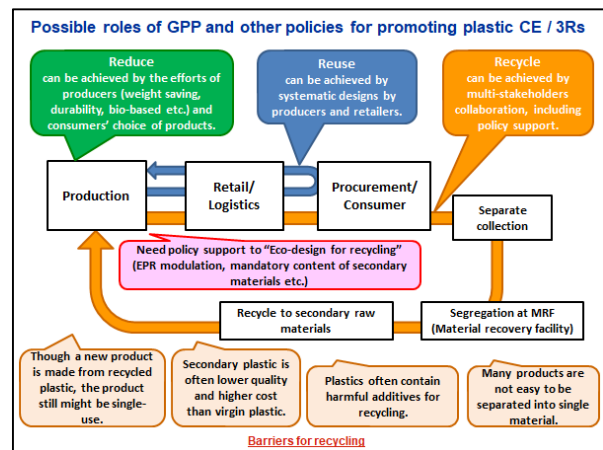
この調査は EU から依頼を受けており、「Rethink Plastics」というタイトルで、世界的に問題になっている海洋プラスチック問題を、サーキュラー・エコノミーという観点から解決につなげていこうというプロジェクトである。同様のテーマは日本以外でも実施されているが、私どもが依頼された範囲は、日本と EU それぞれの政策を比較し、多様なステークホルダー、特に日本では業界団体などのビジネスセクターがどのように動いているかを情報収集し、循環経済をどう実現していくかを分析している。

日本と EU において、循環経済に関する政策が歴史的にどう進んできたかを簡単に振り返ってみたい。日本では 2000 年に循環型社会推進基本法が制定され、それに基づいて循環型社会推進基本計画が定期的に改正されてきている。そして 2019 年にはプラスチック資源循環戦略が策定された。日本では 2000 年以前からすでに、分野別のリサイクル法として家電リサイクル法、容器包装リサイクル法などのリサイクル関連法が制定されているのが一つの特徴であるが、2019 年のプラスチック資源循環戦略は、分野を越えてプラスチックという一つの素材に着目して国が戦略を発表するという、これまでにない画期的な政策の発表であったと認識している。一方で EU も循環経済、最初は資源効率という言葉でスタートしたと思うが、2002 年の第 6 次環境アクションプログラムのなかで「資源効率性」が謳われ始め、その後に「資源効率的な欧州」という政策文書、2015 年には最初の循環経済アクションプランが出され、2020 年にその改定版が出されたという流れである。その間の 2018 年には、EU プラスチック戦略が発表された。このように日本と EU を比較すると、循環経済、日本では 3R (リデュース・リユース・リサイクル) という形で語られることが多いが、これらが日本・EU 双方で 2000 年頃から主要な政策として取り上げられ、そして今やプラスチック問題が非常に大きな争点となっていることが理解いただけると思う。

これらのうち、日本のプラスチック資源循環戦略と EU のプラスチック戦略、及び 2020

年の CEAP2.0 を比較してみたい。ここでは、Reduction of use（使用量の削減）、リサイクルプラスチック市場の創出、バイオベースのプラスチックなどの石油系プラスチックの代替素材の考え方、という3つの観点で比較した。Reduction of use（使用量の削減）について、日本ではシングルユースプラスチックの削減や軽量化を非常に重視しており、PET ボトルなどもどんどん薄くなっている。EU が Reduction of use として挙げているのは、セカンダリ（リサイクル）プラスチックの使用や、耐久性や修理性を向上させて製品を長く使うことにより、バージンプラスチック使用量を削減していくという考え方である。どちらも理に適った政策であるが、少し観点が違うことが見て取れる。リサイクルプラスチック市場の創出については、これまでの日本の政策では循環経済あるいは3R が廃棄物処理の一つの目標として認識され動いてきたと認識している。一方で EU は少し違う考え方で、Eco-design for plastic resource circulation ということ、資源を循環させるためにエコデザイン、すなわち設計の段階からリサイクル性を考えていくということが政策の文章の中で謳われている。最近では日本においても、環境省と経済産業省のプラスチック資源循環の合同ワーキンググループの文書のなかで、製造業からリサイクル設計をしていく、リサイクル性を高めるデザインにするといった記載も見られるようになった。このような点からも、日本・EU いずれも、エコデザインによるリサイクル性の向上に非常に着目していると言える。

この考え方を概念図としてまとめたのが右図になるが、プロダクション（生産者）から販売や物流を経て、公共調達あるいは消費者へモノが動いて行くが、製品が廃棄される場合は、その後の分別回収に行き、回収されたものが資源の種類別にまとめられ、そして資源リサイクルの業者で二次資源として再生され、また生産者に戻る。まさに循環経済とはこのようなサイクルになる。日本で常に言われる 3R の位置づけを説明すると、リデュースはボトルを軽量化



する、耐久性を持たせる、あるいは生物由来の原料を使うことによって石油由来のプラスチックを減らしていくなど、生産者の努力によって成し遂げることができる。消費者はそれを選ぶという関係性になる。リユースは生産者から販売され消費者からもう一度戻っていく、あるいは消費者から別の消費者に行くなどリターナブルのようなイメージで、生産者や販売者がシステマチックにリターナブル、リユースなデザインをすることで成し遂げることができる。あるいは、消費者対消費者では、メルカリのように IT プラットフォームを使うことで効率的に中古品を流通させていくというように、比較的閉じた範囲で成し遂げることができる。一方、リサイクルでは自治体が回収したゴミを資源別に選別してリサイクル業者に持っていき、リサイクル業者が二次資源として生産していくことになるので、リサイクル業者とそれをつなぐ分別過程などの登場人物が急に増える。このように、製造者だけで実現できるリデュースとは大きく異なり、リサイクルは複数のステークホルダーが協力しないと実現できない。そこには政策の強力なサポートも必要になり、3R

の中でも最も難易度が高いといえる。ここに4つのバリアを挙げているが、まず、多くの製品は素材毎に分ける事が難しい。例えば、金属とプラスチックの複合素材で出来ているペンを金属とプラスチックにきれいに分けるのは結構大変である。また、プラスチックにはしばしば添加剤が含まれており、リサイクルを阻害することもある。また、リサイクルプラスチックは品質がバージンより低いことや、コストが高いということがある。そうしたバリアを乗り越えて、せっかくりサイクルして新しい製品を作っても、そのペスが1回使われて捨てられてしまう、すなわちこのリサイクルのループが1回半ぐらい回ったところで終わってしまうこともしばしば起こる。このように、リサイクルループを回していくには非常に多くのステークホルダーの協力が必要で、そのための政策のサポートが重要になる。

EUでは今、Eco-design for recyclingとして、EPR(Extended producer responsibility, 拡大生産者責任)のモジュレーション(金額調整)すなわちリサイクルしやすい/しにくいによって、例えば容器包装リサイクル法で負担金額の差をつける、あるいは製品に二次(リサイクル)プラスチックの含有を義務づけるといった政策の案が循環経済アクションプランのなかで出てきている。本日の本題であるグリーン公共調達も、循環経済の実現をサポートするための強力なツールになりうるということ、ぜひ皆様と共有していきたい。

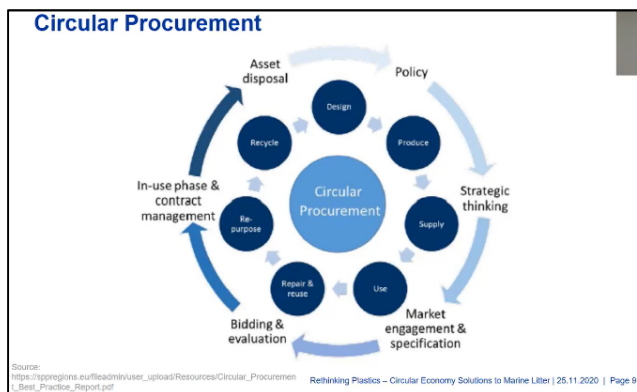
加藤 瑞紀氏の講演

私からは、今回のテーマであるグリーン公共調達が、日本とEUで政策上どのように異なっているか、共通の課題はどのような点にあるか、また、EUで推進されているサーキュラー・エコノミーの大きな方向に向かってどう動いているかを紹介する。

公共調達の市場規模は、データの取り方にもよるが、EUではGDPの14%、日本ではGDPの25%を占めているというデータがあり、このことから公共調達が市場において果たす影響はとて大きく、社会、市場のあり方をグリーンに、循環型に変えていく力がある。GPPの主題となる政策枠組みを全体的にレビューしてみると、日本・EUともに循環経済において公共調達が重要政策と位置づけられていることがわかる。日本では、循環型社会の形成に関わるような政策とGPPの政策は極めて強く結びつけられている。とりわけEUでは、2020年3月に発表されたCEAP2.0の中で、GPPの重要性が明確に述べられている。循環経済に関連したGPPの調達基準の義務化を導入することも発表されており、今後EUでは循環経済に向けてGPPを積極的に活用していくことが読み取れる。一方、日本のグリーン購入法は、循環経済を推進するための基本法である循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして制定されていることから、GPPが循環経済に向けた一つの重要な施策として位置づけられていると言える。このように日本・EUともに、循環経済に向かっていくうえでGPPの役割を重視している。



この図は、複数の関連文書で循環経済に向けた調達定義またはコンセプトとして、循環型の調達（Circular procurement）というタイトルで紹介されているものだが、主な特徴は、今までの GPP のあり方にあるような製品自体ではなく、製品のデザインや使用方法、また使用後の再使用など、製品のサプライチェーンの上流から下流までを通じた循環性を評価して調達に入れ込んで行くことを狙いとしていることが分かる。



日本では、例えばエコマークのついたりサイクル材を使った製品など、製品の購入時点に注力した取り組みが進められていると思うが、EU が提唱している循環型の調達に基づいて考えると、製品自体だけでなく、その製品がどう使用され、使用後に廃棄もしくは回収され、もしくは循環経済に必要な新たなビジネスと言われるシェアリングなど、製品の使用後も念頭に置いた製品デザイン、サービスまで含めたより包括的な調達を EU では推奨しており、進めていこうとする意図があると思う。

本日の参加者には調達担当の方もおられると思うが、EU が提唱する循環型の調達は本当に実施できるかが疑問になるだろう。コンセプトとしてはすごくよいビジョンで達成していくべきと思うが、日本・EU 共通の実施上の課題もたくさん見えてくる。まず課題として挙げられる点として、モニタリングがある。そもそも循環型の調達の「循環性（サーキュラリティ）」の定義が、様々な文書を見てもあまり明確にされていない。定義が明確でない以上、それをどう測るかといったモニタリング上の課題が出てくる。例えば、日本では特定調達品目が既に 22 分野 275 品目あり、GPP による CO₂ 削減効果も毎年報告されている。しかし、EU が提唱する循環型の調達に向けて、日本の GPP 基準に循環性に繋がる要素を入れていこうと考えた場合、基準に入れた以上はそれを実施していかなければ意味がないため、認証制度が課題になってくる。この点は今後も議論を進めて行かなければならない。

次に、循環型の調達に限った話ではないが、日本・EU ともに GPP を実施する上で実施主体の課題があるかと思う。例えば国と地方自治体、自治体間、そして EU レベルでは 2014 年の EU の GPP に関する調達指令に基づき、EU 加盟国は GPP に関してアクションプランを各国で策定するよう求められているが、2017 年時点のデータでは、EU 加盟国で GPP の国家計画を策定しているのは 23 カ国にとどまっており、5 か国はまだ策定していない。日本・EU どちらにおいても、実施主体による GPP の取組割合の差が課題としてある。

ここまでグリーン調達あるいは循環型の調達を実施するうえでのシステム上の課題をいくつかご紹介したが、さらに追加で考えるべき点を、実例を踏まえ紹介する。まず、GPP の実施率を上げるために義務化が必要かという点がある。日本では、国の機関に対して GPP を義務化しているが、地方公共団体は努力義務としているため、特に自治体の取り組みの底上げが大きな課題になっている。しかし自治体の中でも、取組割合と進捗度は必ずしも自治体の規模によらず、ばらつきが大きく見られる。2019 年に GPN（グリーン購入ネットワーク）が実施した GPP に関する実態調査に基づくランキングでは、小規模な自

自治体で高い GPP の実施率を見せた例として北海道の猿払村がある。こちらの自治体では、2006 年から村独自の地域エネルギービジョンを掲げるなど、元々の環境意識が高かったことが GPP 推進の下地になっていると思われる。この猿払村の事例のように、GPP のみを単体で進めるのではなく、SDGs や気候変動、エネルギーなどのあらゆる環境の取り組みと GPP をうまく結びつけることで、結果的に GPP の取り組みも進むのではないかと思う。一方で、ランキングでは大規模の自治体でも、GPP に取り組んでいないという結果も出ているが、その中には政令指定都市や、環境に積極的とされる SDGs 未来都市も含まれている。このように、日本では自治体の規模にかかわらず GPP の取り組みに差があり、この点からも GPP の義務化が必要ではないかという疑問が出てくるが、義務化についてはよく検討が必要と思う。義務化による調達担当者の負担増の可能性や、これから EU が提唱するような循環経済に進んで行こうとしている中で、グリーン購入の実施率だけに着目してしまうリスクもある。例えば、実施率を上げるためにエコマークのついたペンを大量に購入すれば一見、実施率は上がるが、それを大量に廃棄してしまえば循環経済とはいえない。2 点目は、これは特に循環型の調達という観点から言えるが、例えば EU では衣服に関する基準の中で、再生ポリエステルを 20%以上使うことといった項目があるが、それを達成できる企業は EU の中でもまだ限られるといった事態が起こりうる。公共調達の大きな目的の一つには地元の企業活動の支援もあると思うので、基準に特定のものを入れすぎると、一部の技術を持つ企業しか入札に参入できなくなるという副作用もありうる。

最後に今回の発表のまとめになるが、日本と EU の GPP 政策をレビューした結果、全体的な傾向として、日本は特定調達品目が 275 品目もあるなど世界でも非常に積極的に GPP を推進しており、またその中でもサービスよりも製品自体に焦点を当てていると思う。一方、EU では個別製品よりも、循環経済などの政策的なビジョンの実現に向け、その他の政策とうまく組み合わせることを念頭に置いた包括的なアプローチを取っている。そして日本・EU に共通する課題として、今回のテーマである循環経済に向けたシステム上の課題が大きくある。特に、循環性の定義が明確でないことによる実施上の課題と、それをモニタリングするための指標や、循環経済の要素を取り入れた GPP 基準を実用可能なものにするための認証制度の整備などが課題としてあると思う。この 2 点目に関しては、グリーン購入の歴史も長く積極的に GPP に取り組んできた日本と、EU もしくは EU 加盟国だからこそ、こうした難しい課題についても議論を進めて可能な方法を検討していけるのではないかと期待されている。より多くの人々が手に取りやすく、買いやすい価格で循環型の製品・サービスを購入できるようにするかも今後の大きな課題である。

今回の調査の目的の一つとして、日本を含むアジアがプラスチック問題のホットスポットと言われていることから、その解決策として GPP をどう活用していけるかという観点があった。そうしたプラスチック問題にも、リサイクルプラスチック材を使用した製品を増やすといった点で、GPP が大きく貢献する可能性があると思う。今回の会議のような機会を活用して、日本・EU の長年の GPP の経験と知見を活かして、プラスチック問題における ASEAN などとの国際協力にまで議論を進めていきたい。

講演 「サーキュラー・エコノミー政策におけるドイツのグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

Dr. Kristin Stechemesser (ドイツ連邦環境庁(UBA))

エコラベルとドイツにおけるグリーン公共調達というテーマで話をします。ブルーエンジェルという国家ラベルの話をした後、ドイツにおけるグリーン公共調達を説明します。その後、グリーン公共調達とブルーエンジェルの関係と、今後の見通しについて紹介します。



ブルーエンジェルは1978年に誕生した、世界初の環境ラベルである。最初にブルーエンジェルが授与されたのは、低騒音の芝刈り機であった。ロゴも時代によって変遷し、今はかなりシンプルなデザインになった。



ブルーエンジェルには4つの機関が関わっている。ブルーエンジェルのオーナーはドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省(BMUB)であり、

独立した環境ラベル審査会(Jury)が意思決定を行う。審査会は科学者や業界の代表者・団体など様々なステークホルダーがメンバーに入っており、彼らが環境の基準について判断する。環境の基準は我々、ドイツ連邦環境庁(UBA)が作成し、それを環境ラベル審査会に諮っている。そして、監査としてRAL(RAL gGmbH)も入っている。企業は、認証を得ることでブルーエンジェルのラベルを使うことができるようになる。

我々のプロダクトポートフォリオは非常に大きくなっており現在、120以上の製品グループ(サービスも含む)がある。5つのグループに分かれており、ホーム&リビングや電子機器もあれば、ビジネス及び自治体というより幅広い製品グループもある。そして、紙及び印刷、建設及び暖房は非常に大きな製品グループになっている。現在、12,000製品がブルーエンジェルのラベルを取得しており、1,600以上の企業がブルーエンジェルの認証に関わっていることになる。最も成功している製品カテゴリーは印刷機能を持ったオフィス機器(プリンタ及び複合機)であり、1,500以上のライセンスがある。もうひとつの非常に成功している製品グループは、低汚染物質のニス、内装壁塗料である。ドイツのスーパーマーケットに行くと、ニスや塗料の大半にブルーエンジェルのラベルが付いている。この製品群ではブルーエンジェルを伸ばすことに大変成功している。そして次に衛生用品、リサイクル板紙、そして100%リサイクルのグラフィックペーパーの3つの紙関連の製品グループが続いている。紙の製品グループもドイツでは非常に成功している。この製品群で重要なことは古紙リサイクルペーパーを使うことであり、衛生用品や段ボールでは100%リサイクルペーパーを使うことを求めている。

成功した製品カテゴリーとして、プリンタ及び複合機についてお話しする。このカテゴ

リーは 10 年前からあり、消費エネルギー、低廃棄、低騒音、そして耐久性が高いことが求められ、長期にわたって活用することがポイントとなる。そして、この基準に関して改定作業が開始されており、消費エネルギー、廃棄及び騒音を下げることがポイントとなっている。また、それに加えて社会的な要素も重要であるために考慮されている。例えば、世界各国の原材料が使われているためその産地も考慮されており、もし何らかの利害関係を有する原材料が使用されているならば、それもきちんと把握してからブルーエンジェルのラベルを付与するかどうか決定される。

次に、ドイツで大変成功している紙おむつの製品カテゴリーについてお話しする。これは数年前に制定された基準で、ドイツでは、ほとんどの子供用の紙おむつにブルーエンジェルが付与されている。基準の対象としては子供用だけではなく大人用、老人用の紙パンツなどにも焦点が当てられている。パルプ製品の 100%が持続可能な森林から産出されたものでなくてはならず、工程管理のパラメータなども閾値が決められており、健康及び環境に有害な物質は排除しなくてはならない。また、我々の基準においては使い勝手の良さ、品質の高さも求められている。さらに、包装材に関する要件が課せられている。

今年作った新しいカテゴリーでは、薪ストーブの基準が決定された。非常に議論が白熱したカテゴリーであった。そのほか、ICT に照準をおいたカテゴリーとしてサーバ及びデータストレージ、気候に優しいコロケーションデータセンター、そして資源及びエネルギー効率が良いソフトウェアプロダクトを設定した。この 3 つの製品カテゴリーはエネルギー消費が高い製品であるため、エネルギー消費量をいかに下げるかが重要になる。例えば、ソフトウェアを何年にも亘って活用するためにはソフトウェアの更新が必ず求められる。

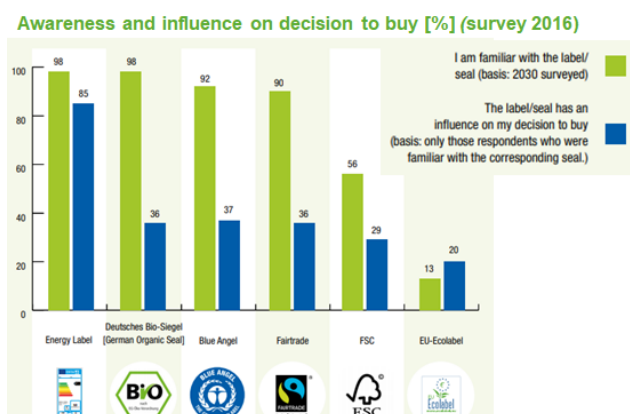
次に、今後一年の基準の開発計画をお話しする。製品カテゴリーとして今、興味が示されているのは人工芝である。昨今、自然の芝生は水撒きも大変で、水を撒く人的資源も必要になるのでとても高価になり、なかなか街中では育てることができない。そこで都心部、特にスポーツスタジアムなどにおいては人工芝が活用されているが、メリットだけではない。そこで、公共調達においては製品カテゴリーを設けることは重要であると考えた。そのほか、ケータリングとカフェテリア、船底塗料にも基準を設けていく予定である。

ブルーエンジェルの申請の仕組みをお話しする。企業がブルーエンジェルの付与を希望する場合、最初に RAL に申請書を提出する。RAL は監査も行う認証機関である。2020 年の 7 月からは、郵便ではなくオンラインのみでの提出となった。申請書を RAL に提出すると、RAL の監査人が申請用紙の内容を確認した後、例えば当該企業がベルリンに拠点を構えているならば、連邦政府ではなく、ベルリン市に対してその企業に問題がないか意見を求めることになる。例えば、納税や社会保険料をきちんと支払っているかなどを確認する。RAL は監査の役割も果たすことができるので、この連邦州からのコメントを貰って会社とやり取りをする流れになる。そして、RAL が製品を認定すればブルーエンジェルのロゴを当該製品に対して付与することができる。企業がブルーエンジェルの認定を受けたい場合に活用できる Web ポータルサイトも用意している。

ブルーエンジェルの既存の基準がない場合、何時でも誰でも無料で、新しい基準を提案することができる。新しい製品グループの提案書を UBA に送ると、UBA は幅広いグループの人たちに対して新たな製品グループの状況について報告する。Jury がその製品グループが興味深いと判断すれば、UBA に対して準備するよう指示を出し、特定の製品グループ

に対して基準案が作成される。その後、RAL によるエキスパートヒアリングというプロセスがあり、これには誰でも参加することができる。ここで話し合われた環境基準を Jury に対してレコメンデーションとして提出し、最終的に Jury が批准すれば、UBA が全てのステークホルダーに対し発表する。ここまで来れば、企業はこの製品グループに対して申請をしてブルーエンジェルを取得することができる。申請にあたっては最初に 400 ドルの申請料が必要であり、そして毎年、会社の全製品ではなく、該当するラベル製品の予想売上高に応じた年間費用をお支払い頂くことになる。320 ~ 10,500 ユーロまで幅があるが、ブルーエンジェルのラベルに企業が支払わなければならない金額はそれほど大きなものではない。

ドイツのどれくらいの消費者がブルーエンジェルを知っているか。エネルギーラベルや欧州のエコラベルも並んでいるが、消費者はブルーエンジェルを非常によく知っていることがわかる。緑のグラフはラベルを知っていると答えた人で、青のグラフはラベルが購買判断に影響するかどうかを示している。ブルーエンジェルを意思決定に使っている消費者は 37%と、それほど高くはなっていない。



これは 2016 年の調査結果であるが、昨年の調査の結果も出ており、それに基づくと意思決定へのラベルの影響度、つまりブルーのグラフは下がっており、我々にとって良い兆候ではない。

国家エコラベルのプロモーションとしては毎年、学校が始まる時期にお祭りやコンサートなどでキャンペーンの展開や、ブルーエンジェルツアーもやっているが、今年はコロナ禍で全く出来なかった。10月8日には世界エコラベルデーのお祝いもした。もうすぐクリスマスだが、イベントカレンダーを作っており、来週にはこのカレンダーの扉が初めて開かれる。ブルーエンジェルのカレンダーにはブルーエンジェルの製品が掲載されており、これは毎年非常に成功しているやり方だ。

次にグリーン公共調達の話をする。ドイツは毎年、公共調達に 5,000 億ユーロを使っており、これはドイツの GDP の 15%に相当する。この資金の 12%が連邦レベルで支出されており、最大の金額が地方自治体レベルで支出されている。ドイツでは約 3 万のオフィスで働く多くの人々が、ドイツでの公共調達に責任を負っていることになる。ドイツのシステムは非常に複雑で、様々な階層がある。ピラミッドの一番上には連邦国家があり、ここでの調達は国家レベルのものになる。そして Land (州) が 16 あり、その中に多くの地方自治体がある。グリーン公共調達を義務とすべきか自主的とすべきかと問われれば、私の答えとしては、制度が非常に複雑で、時と場合によるということになる。法的な枠組みとしては、国家レベルあるいはそれ以外のレベルに関わらず、欧州の調達法に基づいたもので、2014 年の EU 指令をドイツは 2016 年に国の法律とした。ヨーロッパのレベルで見ると二部構成になっており、調達額が EU の定めた金額以上であるか、または金額以下であるかによって、適用される法律または規定が異なる。非常に複雑で、ドイツの調達担当者も細

かいところは 100%理解していない。

重要な点は、ドイツにおける調達には、すべての入札手続きを通じて持続可能な要素を考慮することである。まず契約の要件を定義し、次に技術的な仕様及び基準を定めることになるが、例えば古紙を使用した製品が欲しい場合、入札文書において「ブルーエンジェルのラベルが付与されている紙製品」と指定できる。また、排除基準として、例えば環境マネジメントシステムに適合する入札者のみを考慮するということもできる。また、契約授与に関しても契約の履行状況を確認する条項として、環境基準を定義することもできる。すなわち、入札のいかなる段階においても環境基準を活用できる。これらの入札関連の法規制は任意であるが、2つの例外がある。一つはエネルギー効率要件に関わる物品及びサービスで、必ずエネルギー効率が考慮されなくてはならない。もう一つは、公共車両を購入する際の要件で、エネルギー消費量及び環境負荷の要素を考慮しなければならない。調達担当者は選択肢を持っているが、環境的な要素を考慮することが義務として課せられている。

次に、調達にフォーカスした持続可能な枠組みについてお話しするので、どうすれば循環型の調達が実現できるかのヒントになればと思う。まず、ドイツにおいては 1994 年に循環経済法が制定され、GPP が新たな要素として組み込まれた（2020 年改定）。2002 年には「連邦持続可能な戦略」が制定され、その中に GPP も含まれている。先ほど任意規制の例外として説明した重要な義務が 2 つあり、一つは「木製品の購入に関する法令」で、もう一つは「エネルギー効率のよい製品・サービスの購入における行政規則」である。ドイツの GPP は通常は義務ではないが、この 2 つは例外措置として義務化されている。これらを連邦レベルで調達する際は、公共調達担当者は持続可能な基準を参照し、全てに準拠しなくてはならない。「持続可能性における対策プログラム」は、戦略または計画であるが義務となっている。「ドイツにおける資源効率プログラム」及び「持続的な消費に関わるプログラム」という 2 つの計画及び戦略には、どうすれば GPP を追求できるかというヒントも盛り込まれている。2019 年に制定された気候変動法は我々にとって大変重要な法律であり、どうすれば、気候変動の影響が GPP を通じて削減できるかが考慮されている。

新しいこととして、先に述べた循環経済法に変更が加えられ、気候変動法や、「エネルギー効率のよい製品・サービスの購入における行政規則」の制定が挙げられる。これらにより、公共調達者は調達にあたって、当該製品における環境に優しい製品の有無を確認しなくてはならない。具体的には、例えばリサイクル用紙の場合、持続可能な製品が市場に出回っているかをまずは確認しなくてはならない。最初のステップとして調達担当者は、新しい製品を購入しなければならない必要があることを定義する。次に、中古品で代替できないか、車両であればリースにできないか、繊維ならばリサイクル製品が市場にあるかなどをまず確認することが循環経済法及び気候変動法で定められている。調達担当者は、確認もせずに「環境にやさしい製品は市場に出回っていない」と言うことはできない。我々の観点からは、これは正しい方向への第一ステップであり、GPP を推進する環境が整備されるようになる。

ドイツにおいては、例外はあるものの連邦レベルでは GPP は推奨となっているが、州レベル、地方自治体レベルでは義務か任意かはまちまちである。ベルリンやハンプルクなどの地方都市は、GPP に対する非常に高い目標を掲げ、強力なガイドラインを設けて実施

しているが、州によっては何もしていないところもある。GPP を実施するかどうかは調達担当者に任されている部分があるのがドイツの現状である。

持続可能性に関する国家プログラムについて、特にモニタリングシステムの観点から説明する。ドイツでは持続可能性に関する国家プログラムをモニタリングしている。これは連邦政府だけに適用されており、そして施策「6.持続可能な開発の指針となる原則に関する公共調達のさらなる方向性」の中で公共調達が言及されている。そこには紙製品、繊維、自動車などいくつかの製品群があり、ゴールが明確に設定されている場合もある。目標達成年度が明記されている場合もあれば、幅広くより一般的な目標の場合もあるが、毎年モニタリングを行っており、2015年から2019年までモニタリング報告書が発行されている。このモニタリングシステムで、国の機関の5%がリサイクル用紙を使っていることが明らかになっている。そして今年の10月1日からは、ドイツで実施される公共調達の統計を取り始めた。先ほど、ドイツ全体で5,000億ユーロの公共調達をしていると申し上げたが、以前は統計がなかったので、統計的に担保されていない数字であった。我々にとって大切なことは、初めて公共調達のプロセスに関する個別データを連邦レベル、州レベル、地方自治体レベルで集められたことである。EUの閾値である25,000ユーロ以上/以下の調達というように統計を集めており、それによりドイツが公共調達にいくら使っているかが明らかになったが、そのうちどれくらいがグリーンかの統計は取れていない。基準は設定されているが、義務にはなっていないからである。入札プロセスにおいて持続可能性の基準をどのように使うことができるかは、規則の付属書に、エコラベル（例えばブルーエンジェル）がついているか、環境マネジメントシステムが導入されているか、最も高いエネルギークラスであるか、ライフサイクルコストが含まれているか、といったことが書かれており、これらの持続可能性の基準を入札のプロセスで指定することができる。今後は、持続可能な公共調達にどれくらいが使われているのかを、統計によって明らかにしていきたい。

私どもUBAでは、調達者に対する様々な情報が掲載されているWebサイトを用意している。よりグリーンで持続可能な調達を助ける情報や、入札に関する様々なレコメンデーションが掲載されている。

次に、ブルーエンジェルとGPPの関係について、両者の違いを対比しながら説明する。

GPPは経済エネルギー省が所管しているのに対し、ブルーエンジェルはドイツのエコラベルであり、連邦環境・自然保護・原子力安全省が所管している。GPPは法規制であるが、ブルーエンジェルの枠組みはISO14024である。GPPは30のガイドラインがあるのに対し、ブルーエンジェルは120の製品カテゴリーを持っている。そして、ブルーエンジェルのターゲットは企業だけでなく一般消費者も含め幅広い人々を包含している。基準の観点で見ると、GPPは求められる基準レベルが決められていないが、ブルーエンジェルの基準は、市場で出回っている製品の20~30%をカバーするように設定される。ただし、塗料やリサイクル紙のようにより高い市場占有率を有している製品カテゴリーもある。そして基準を決定する判断は、GPPにおいてはUBA、ブルーエンジェルにおいてはJuryが行う。GPPを申請するのは調達者だが、ブルーエンジェルは製造者・販売者・サービス供給者である。GPPにおいて認定制度はないが、ブルーエンジェルはRALまたは監査人によって認定される。

次に、GPP とブルーエンジェルがどのように連動して機能するのかを説明する。すでに述べたように、環境基準は入札のいかなるステップでも活用できる。例えば実際の仕様書や、契約授与の段階、または契約条項として履行基準を設けることや、ブルーエンジェルまたは EU エコラベルを入札プロセスに盛り込むこともできる。例えば調達担当者は、100%リサイクル用紙が欲しい場合、要求する基準への適合を証明する仕組みとして、ブルーエンジェルを活用することもできる。

最後に、今後の展望についてお話しする。公共調達においては様々な戦略や計画があり、今後はより循環型の調達が重要となる。基準においては耐久性、修理性、リサイクル性だけではなく、デザインそのものも重要になる。ブルーエンジェル基準の改定にあたっては、耐久性や修理性の要素を必ず考慮している。我々は、製品は耐久性があり、そして品質が非常に高くなくてはならないと考えている。また、リサイクル素材も重要な観点であり、例えば包装材においても、リサイクルを志向することが重要である。また繊維のカテゴリーに関してはリサーチプロジェクトが展開されており、そこではファイバーとエコデザインがテーマとして掲げられている。

ドイツにおいては様々な法規制があり、そして毎年、ブルーエンジェルの製品グループを法規制の中に盛り込んでいる。そうすることで調達担当者はブルーエンジェルの製品を購入するように促されていく。気候変動法が制定され、そして経済エネルギー省では現在、気候変動に対処できる製品を購入する法律を規定する議論がされている。そのなかで耐久性、修理性という要素も盛り込むことによって、購入担当者は環境に優しい要素を考慮するようになっていくと考えられる。そして EC の動きを受け、我々は持続可能な製品のイニシアチブや、気候変動のインセンティブなどの様々な取り組みに関わってきている。EU レベルで何が議論されているのかを理解し、我々の知見もそこに反映してもらえるように努めている。

海外専門家との意見交換会（質疑応答）

（質問 1）

ドイツのグリーン公共調達においては、ブルーエンジェルの製品が優先されるのか。また、持続可能性に関する第三者認証スキームである FSC やフェアトレード認証、他国の環境ラベルであるノルディックスワン、EU エコラベルもブルーエンジェルと同等の優先度として扱われるのか。

（回答 1: Dr. Kristin Stechemesser）

通常、我々の国のラベルが最もプライオリティが高いということになる。例えば、「エネルギー効率のよい製品・サービスの購入における行政規則」ではブルーエンジェルが最も優先されるが、製品グループに対してブルーエンジェルがない場合には、EU エコラベルが次に優先される。「公共調達法の近代化に関する規則」には、ISO14024 のタイプ 環境ラベルと記載されている⁴。したがって、規制や製品グループによっても違うが、一般的

⁴ EU 改正公共調達指令 2014/24/EU、2014/25/EU を受け、ドイツ連邦政府の公共調達規則が 2016 年 1 月に改正された。この「公共調達法の近代化に関する規則」では、“ラベルによる検証”の条項において、特定の仕様を満たす

にはブルーエンジェルを最も優先し、それ以外の ISO14024 のラベルについても優先する。木製品では FSC、繊維製品では GOTS が、調達者の参照できるラベルとして受け入れられている。その他のラベルについては、欧州や EU の調達法では、参照できるラベルの要件が書かれており、調達者はあらゆるラベルが使えるわけではない。調達者は、参照しようとするラベルがどのように成り立っているかを見なくてはならず、例えば、様々なステークホルダーが関わっているかどうかなどもポイントになる。ドイツでは Web ページがあり、調達者はそのページを見て当該ラベルが公共調達に適しているかどうかを調べることができる。

(質問 2)

ブルーエンジェルの認定対象として、B to B (事業者向け) の原材料や素材で認定された製品はあるか。また、画像診断機器などの医療機器を対象とする計画はあるか。

(回答 2 : Dr. Kristin Stechemesser)

製品カテゴリーに医療機器は含まれていない。我々はその権限を与えられていない。通常、我々が扱う製品カテゴリーは最終消費者を対象としており、一般市民が活用する製品である。従って中間材にブルーエンジェルは付与されない。なお繊維、印刷機では原材料の基準も設定されている。プリンタの製品カテゴリーでは社会的な要素が重視されており、資源の由来も基準に盛り込まれている。

(質問 3)

アメリカにおけるグリーン調達の状況について教えてほしい。

(回答 3 : 小林)

アメリカでは大統領令と連邦調達規則にもとづいて調達が行われている。具体的には、大統領令によって公共調達の 95% 以上を持続可能な調達にすることが求められており、調達契約の中で、持続可能性を有する製品・サービスの調達が含まれている必要がある。ここでいう持続可能性を有する製品・サービスとは、アメリカ環境保護庁では、品目によってアメリカ連邦政府の環境ラベルや、タイプ 環境ラベルを参考にするよう推奨している。

(質問 4)

タイプ 環境ラベルであるブルーエンジェルの基準に、人権など社会面に関する基準項目も入っているということだが、ドイツのグリーン公共調達においても同様の考え方は導入されているのか。

(回答 4 : Dr. Kristin Stechemesser)

ブルーエンジェルと同じような状況と思う。連邦レベルでは IT 製品に関する基準を持っているが、IT 製品を購入する場合は社会的な要素に関する要件を満たさなくてはならな

ことを示す証拠としてラベルを要求しても差し支えないとされ、その参照できるラベルの条件として、EU 指令と同じ 5 つの条件が挙げられており、この条件に合致するラベルはタイプ 環境ラベルと解されている。

い。ブルーエンジェルにも同様のトレンドが見られ、IT 及び繊維製品では社会的な要素を考慮している。例えば生産地も重要で、ドイツで生産されている場合、必ず社会的要素を考慮しなくてはならない。ただし、製品グループによって異なるのが現状であり、将来的にはもっと幅広い製品カテゴリで適用したいと考えている。大きな目標であるが、GPP から SPP への流れの一環となるだろう。

< オンラインセミナー2日目 >

「世界のグリーン公共調達とエコラベルに関する優良事例と最新動向」

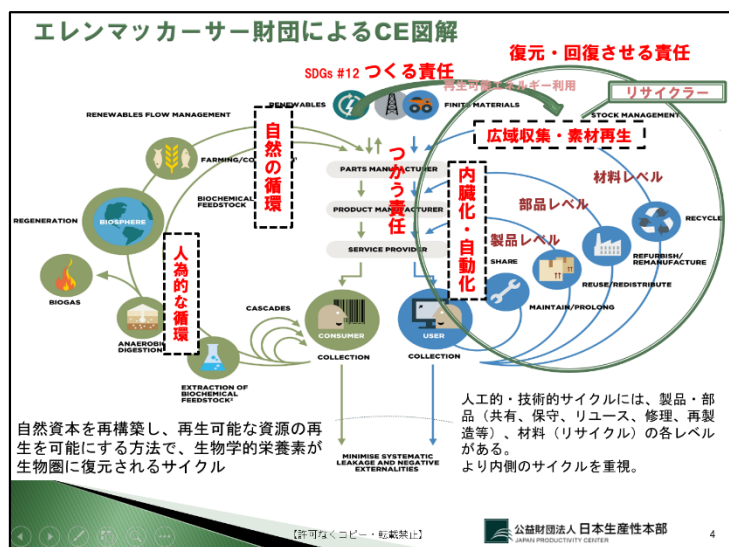
特別講演「EU におけるサーキュラー・エコノミーに関わる新たな動き」

喜多川 和典(公益財団法人日本生産性本部)

EU サーキュラー・エコノミー・アクションプラン 2.0(以下、CEAP2.0)に関わる動きを紹介する。サーキュラー・エコノミーの基本的考え方について、エレンマッカーサー財団が示しているサーキュラー・エコノミーに関する図を紹介する。左側の「自然の循環」の部分は、いわゆる生物学的な自然の循環を示し、右側が人工の技術的なサイクルとよばれるものである。人類はかつて、この「自然の循環」の中で暮らしていたが、技術が発達し、



それらを自然の循環のなかで効率よく利用していくには、人為的に循環を行わなければならなくなる。エレンマッカーサーも触れているように、人間はこの2つの循環を区別しなければならない。例えば、再生可能な生分解のプラスチックを使い終わった後、「自然の循環」に入るからといって道路上に捨ててしまえばリサイクルとはならない。人工と自然の循環をどう区別してルール化していくかがテーマになる。もう一つ、右側の人工的サイクル(製品・部品・材料)の輪があるが、これはリユースということになる。一番外の輪がリサイクルということになるが、サーキュラー・エコノミーの基本的考えは、内側の短いサイクルを優先させていくことにある。



次に、CEAP2.0 の概要を説明する。この新プランは、今年の3月11日にシンケピシウス環境委員により発表された。主な目的は、欧州の産業競争力の向上、消費者の力を強め

ること、環境保護の推進である。特に、今回のテーマである環境ラベルとも密接に関係する「消費者に力を与える」ということが、政策の中で重点が置かれていることにも着目すべきである。目次の2.の「持続可能なプロダクトポリシー」にも力が入れている。また、法制化に力を入れていることが記述としても現れている。これまでは包括的な制度ができておらず、実質的なアプローチに頼ってきたが、CEAP2.0では、「持続可能なプロダクトポリシー」の法制化とイニシアチブを強めていくことが触れられている。

持続可能なプロダクト・ポリシーに基づく GPP・エコラベルに期待される役割について説明する。サーキュラー・エコノミーは製品の耐久性、長期使用を推進する考え方が強い。したがって持続可能型の製品設計にはリユース/修理/アップグレード/再製造などが挙げられている。これらの特性を上手く生かすためには、持続可能型の製品設計と持続可能型の製品管理が一体となって相乗効果を生んで進んでいくことが望ましい。GPP、消費者に力を与えていくうえでのポイントとして、EU が打ち出したものに「修理する権利(部品、情報、アップグレード)」があり、商品販売契約に関わる指令を改正して権利を確立、法制化していくことで、消費者が持続可能型に製品設計された製品を選べるという姿を描いている。エコデザイン指令ではエネルギー消費・効率の規定は盛り込まれていたものの、資源効率やリユースビリティにまでは拡張されていなかった。今回の指令ではそうしたところまで規定を拡張して、持続可能型の製品設計にも手を付けて行こうとしている。そして、それを選ぶ情報として EU エコラベルがすでに規則に盛り込まれている。公共調達指令でも購入基準の変更をかけていこうとしている。EU はこの GPP あるいは消費者に力を与えることで、持続可能で循環性の高い製品を選び、そこで生まれる市場の力を利用してサーキュラー・エコノミー政策を進めていこうとしている。

CEAP2.0 では重要な製品として7品目が指定されている。その理由は、これまでもサーキュラー・エコノミーあるいは3R政策を進めてきたが、十分なレベルに達していない製品が選ばれたと述べている。特にプラスチックだけでなく、エレクトロニクスや ICT 分野に力を入れていこうとしていることが垣間見える。具体的施策を展開していくことも述べられている。ご自身の所属する業界や企業に関わる部分をぜひ意識して見ていただきたい。

今回公表された CEAP2.0 は、政策をスタンドアロンで考えることができないほど、EU の根幹の産業政策と結びついている。サーキュラー・エコノミーは環境政策の一つとして取り上げられてきたが、新産業戦略は、エコロジーとデジタルをツイントランジションとして欧州の産業戦略の核として位置付けている。EU の新産業戦略ではツイントランジションが設定され、一つがグリーントランジション、もう一つがデジタルトランジションと呼ばれている。グリーントランジションの中には新グリーンディール政策があり、2つの大きな要素であるサーキュラー・エコノミーと気候中立に分かれている。これらが統合的に働くことで、これからの EU の成長を手助けしていこうという考え方になっている。ツイントランジションのもう一つの柱である欧州デジタル戦略の中には、サーキュラー・エコノミーに関わる記述がたくさん含まれている。例えば、欧州デジタル戦略のレポートには、「競争のルールが劇的に変化し、よりデジタル化し、より環境に配慮した産業になることが新しいルールへの適用において重要課題である」との記述がある。さらに「EU の産業をよりデジタル型で、より循環型に転換させ、世界的な競争力のある産業にする」、「デジタルソリューションはグリーンディールの野心的なサステナビリティの目標を追求する

うえで多大な利益をもたらすと同時に、製品の全ライフサイクルを完全に統合化することも可能にする」との記述がある。このようにデジタルとサーキュラー・エコノミーは相互に影響を与えながら、相乗効果により、EU の産業において競争力を持てる要素であることが触れられている。

デジタル分野では、アマゾンなどのデジタルプラットフォームをよく利用するようになっている。将来的には、カーシェアや”Mobility as service”などの新たな交通手段でもこの技術が使われるようになり、非常に多くの製品・材料をデジタルプラットフォームの中で動かすようになる。その根幹にある ICT 機器のエコデザインと循環利用をしっかりと土台をつくり、デジタルプラットフォームのなかで動く様々な製品が、サーキュラー・エコノミーの原則に沿って管理されるというところに発展させていく狙いが記述からも垣間見える。ICT 機器が、サーキュラー・エコノミーの重点戦略のなかでも重要な品目になってくることが見て取れる。

最後に、ツイントランジションに向けた資金政策について説明する。CEAP2.0 では製品設計 = モノ、デジタル = 情報に加え、お金についてもしっかり動かしていこうとしている。ツイントランジションに向けた投資、資金調達に向けた支援を非常に多くのファンドを使っている。サーキュラー・エコノミー推進のために、コロナ危機回復の基金も検討されている。財源は長期債のほか、リサイクルされていないプラスチックの量に応じて課税し、それを財源とすることも提案されている。ツイントランジションを成し遂げていくための金融の働きを円滑にするために新たにタクソノミー規則ができ、持続可能な投資、資金支援ができるようにした。デジタルとグリーン、新産業戦略を掛け合わせて持続可能な経済成長を実現するために、それらに総合的に働く金融規則として位置づけられたものとみている。関連する新しい情報として、EU は新たに、サーキュラー・エコノミーに関わる事業、プロジェクトの分類を示す”Categorize system for the circular economy”を発表した。この分類を示すことで、タクソノミー規則と連携して、資金の流れが円滑に行われることを目的としている。

CEAP2.0 は、消費者に力を与えることでサーキュラー・エコノミーのトランジションを進めていこうとするものである。そうした中で GPP、環境ラベルはますます注目されてくるだろう。

話題提供「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの概要」

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 小林 弘幸

本講演内容はオンラインセミナー1日目と同内容であるため、掲載を省略する。

講演 「サーキュラー・エコノミー政策における EU のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

Ms. Sylvie Ludain (欧州委員会(EC))

私は欧州委員会の環境総局でエコラベルを担当している。今回、EU エコラベルについて詳しく説明できてうれしく思っている。とりわけ GPP との関係性について説明したい。

初めに文脈だが、欧州グリーンディールとは、EC に対して環境危機、とりわけこれから私たちの社会が直面する気候等の課題に対応するよう指示を与えるものである。その一つに産業をクリーンかつ循環型経済のために動かすという対策がある。具体的なアクションとタイムラインも入っていて、現在の EC の任務として 2024 年までに完了することとされている。グリーンディールは、とりわけサーキュラー・エコノミー・アクションプランを作るところに焦点があたっている。循環型経済に向けて社会を近代化する役割を担っている。この新しい行動計画が今年 3 月に発表されており、その中の優先課題をいくつかリストアップした。まず、EU において持続可能な製品を標準化すること、消費者と GPP に力を与えること、主要製品（電気製品、ICT、バッテリー、自動車、包装、プラスチック、繊維、建設、食料、水、栄養素）のバリューチェーンに焦点を当てること、廃棄物を減量することがとても重要で、また、このサーキュラー・エコノミーが市民、地域、都市にとって役に立つものでなければならない。そしてこのサーキュラー・エコノミーにおけるグローバルリーダーになるということが書かれている。

アクションプランには、エコラベルと GPP が規定されている。持続可能な製品設計を促進するため、エコデザイン指令の見直しは EU エコラベル規則及び製品環境フットプリントアプローチ、EU GPP 基準の下で制定された基準と規則に基づいて構築される。消費者及び GPP に力を与えることに関しては、欧州委員会は、EU エコラベルにおける PEF / OEF を統合化し、EU エコラベル基準に耐久性、リサイクル可能性、リサイクルコンテンツの基準を体系的に含めていく予定である。また委員会は、管理上の負担を発生させずに GPP をモニタリングするために、最低限の必須の GPP 基準と目標を提案する予定である。

EU エコラベルは 30 年以上前からある欧州レベルでの正式なエコラベルで、ISO14024 に準拠している。欧州委員会が運営しており、各国に設立された監督機関がエコラベルのスキームを管理している。EU エコラベルの対象分野には、人が使用する医薬品、獣医が使用する医薬品、あらゆる医療機器は対象外となっている。オーガニックラベルがあるため食品や飼料も含まれない。この制度は合格 / 不合格を判断するもので、基準はあくまで科学的ベースでライフサイクルを考慮したものであり、ステークホルダー間の協議が行われ、業界にとって、野心的でありながらも実現可能なレベルになっている。



EU エコラベルがこの政策のなかでどのように重要かという点、「新しい消費者アジェンダ～持続可能な回復のための消費者のレジリエンスの強化～」にもエコラベルの普及と認知度向上が謳われていることから明らかである。さらに EU エコラベルは、個人向け金融商品にも拡大されており、消費者はグリーン金融商品に投資する際、環境ラベルを頼れるようになった。EU エコラベル基準は、環境上の優位性を表すために市場に流通する製品の 10～20%が適合するレベルになっている。環境上の配慮だけでなく、必要に応じて健康、安全、社会の側面についても基準に取り入れている。また、耐久性、リサイクル可能性、リサイクルコンテンツの基準についても見ている。化学物質については、既存の EU 規制との整合性も求められる。

EU エコラベル基準は、スキーム全体の管理は欧州委員会の環境総局が行っているが、欧州委員会共同研究センター(JRC)というところが基準策定と利害関係者の協議のコーディネーションをしている。およそ 2 年間の手順で進められているが、他のタイプ 環境ラベルのスキームがカバーしている基準では短縮した手順もとられる。新たな製品グループについて、業界からの提案を評価し、エコラベル委員会との協議のうえで EC が決定する。そして、JRC が利害関係者の意見を聞きながら基準案を策定する。規制委員会による投票の後、委員会採択が行われ、申請者をサポートするためのマニュアルやウェビナーも提供される。

EU エコラベルはサーキュラー・エコノミーへ移行するためのツールでもある。基準のなかで生産、消費、廃棄物管理のほか、廃棄物から二次原料を得ていく可能性も重視されている。基準のなかで消費者にも役に立つこの 4 つの側面を考えるとされている。24 の製品・サービスグループ、1,757 のライセンスがあり、75,796 製品・サービスが流通している。最も成功している製品グループは屋内用塗料・ニス、紙製品、繊維製品、宿泊施設などで、国別ではスペイン、イタリア、フランスのライセンス数が多い。これは家具の EU エコラベル基準の Web サイトであるが、ユーザーマニュアルや技術レポートなどのライセンス取得者に役立つ情報が掲載されている。新たに制定/見直した基準は、用紙関連のほか電子ディスプレイ、(床・壁の)ハードカバー製品、金融商品、化粧品及びアニマルケア製品、吸収性衛生用品、土壌改良材などがある。EU エコラベルの申請方法は、関連する加盟国の管轄機関に連絡をとり、申請書を記入し、料金を支払い、管轄機関による評価を受け、承認されるとライセンス契約を締結する。

申請者にとってのメリットとしては、会社のイメージアップになること、新しい市場アクセスと雇用創出が挙げられる。その製品が同クラスで環境的に最も優れたものといえるし、エコラベルによって視認性も高まる。マーケティングや広報活動にも使え、商品カタログも発行しているし、GPP へのアクセスを容易にする。消費者にとっては、公的な信頼に足るエコラベルであり、世論調査(ユーロバロメーター)の認知度も 30～40%と高い。

EU 域外で製造され、EU 市場に投入される製品またはサービスにも EU エコラベルが付与される場合がある。その場合、申請書は、製品が市場に出される加盟国の管轄機関に提出する。他のタイプ エコラベルとも GEN を通じて協力しており、基準の改定では、とりわけ欧州の他の環境ラベル基準を参照し、そこから学べる教訓も検討している。

公的機関は欧州の主な調達主体であり、その大きな購買力を利用して、環境への影響が少ない商品やサービスを選択することで、持続可能な消費と生産に貢献する。コミュニケ

ーション（COM（2008）400）「より良い環境のための公共調達」では、公的機関が、他の同等の機能を有する商品、サービス、役務と比較して、ライフサイクル全体を通じて環境影響の少ないものを調達するプロセスを規定している。GPPの実施は、一部の例外（環境にやさしい自動車、エネルギー効率の高い建築物）を除いて自発的な取り組みである。

GPP基準は、入札書類にグリーン要件を含めることを円滑にするためにECが策定している。GPP基準には2つのレベルがあり、調達当局は、ニーズとやりたい事に応じて、全てまたは特定の要件のみを入札文書に盛り込むことができる。コア基準は、主たる環境基準であり、追加の検証作業やコストの増加を最小限に抑えることができる。包括基準は、市場で最も優れた環境製品の購入を目指すもので、同じ機能を持つ他の製品と比較して、追加の検証作業またはコストの増加が必要になることもある。GPP基準はEUレベルで策定されており、スライドにあるような基準が確立されている。基準については改定期限が決まっているわけではなく、JRCとともに定期的に基準をレビューして、現状に照らして古くなっていれば改定作業に入る。現在、コンピュータ及びモニター、道路輸送の基準を見直している。

加盟国でGPPを推進するため、GPPに関するトレーニングも継続している。LCAや環境フットプリントについても、公共調達指令の文脈のなかで進められている。CEAP2.0のなかで、特に義務的なGPP基準が言及されている。将来的には、セクター別の法令のなかで義務的なGPP基準と、モニタリング結果の義務的な報告を2021年から段階的に導入するということが書かれている。公共調達指令そのものの中身は変わらないが、義務にかかわるところはセクター別の法整備の中で進められている。今は、義務的なGPP基準を含めるバッテリーの新規則の準備を進めている。

2014年の公共調達指令の第43条にエコラベルとGPPの関連について書かれており、ここに挙げた5つの条件を満たす特定のラベルをGPPの証明で使えるとされている。特定のラベルに限定してはならず、タイプ環境ラベル以外であっても、同等と証明できるのであれば他のラベルを参照することもできる。この条項はエコラベルの情報として役立つだけでなく、市場全体のグリーン化にもつながるものである。

EUエコラベルとGPP基準は、それぞれシナジー効果を出すために、JRCが同時並行で進めている。契約機関向けに、EUエコラベル基準をどう使って調達文書に活かすかを説明したマニュアルも作成している。例えば、ECのオフィスで使われる全ての用紙、オフィス用品、清掃用品を購入する際に優先されるのはEUエコラベルである。イタリアの公共機関では、環境に関する最低限の基準を設定した指令が公表されている地域では、GPPが義務となっている。コペンハーゲンでもエコラベルにコミットしており、入手可能な場合はノルディックスワンまたはEUエコラベルを購入することが求められている。

海外専門家との意見交換会（質疑応答）

（質問1）

サーキュラー・エコノミーがGPPに影響を及ぼすことに注意していきたいが、環境に配慮した製品の条件として資源循環への配慮だけでなく、省エネ、化学物質なども考慮す

るべきか。

(回答 1 : 喜多川)

サーキュラー・エコノミーは CO₂、エネルギー効率、製品の材料が有害物質を含まないなども含めて重視する姿勢をとっている。特に化学物質については、循環する資源のクリーンアップ（無害であること）が重視されており、それにより持続可能性が確保できるという考え方である。サーキュラリティ（循環性）だけを重視するということではない。

(質問 2)

EU エコラベルは、製品・サービス以外に、リサイクルシステムも対象になるのか。

(回答 2 : Ms. Sylvie Ludain)

EU エコラベルは、EU 域内で消費者向けに流通している製品・サービスのみを対象としている。要件としてリサイクル性や再生材の含有量などは規定しているが、システムではない。

(質問 3)

ブレグジットによって、イギリスは EU の政策から離れていくのか、あるいは EU サーキュラー・エコノミー政策に整合していくのか。

(回答 3 : 喜多川)

イギリスもサーキュラー・エコノミーに関わる諸々の施策に準拠すると宣言しているが、実際に制度や法律をどう準拠するかといったメカニズムはまだ決められていないと聞いている。EU とイギリスの障壁をなるべく取り払っていききたいとの認識を持っているようである。

(回答 3 : Ms. Sylvie Ludain)

補足すると、イギリスは今年 1 月に第三国として参加した。2020 年 12 月 31 日までは移行期間であり、イギリスの領土に関しても、EU の法制度はそれまで適用されることになる。今も交渉が続いているため、イギリスがどのようにサーキュラー・エコノミーの原則を実証していくかは今後の交渉次第となる。EU エコラベルについても、イギリスは第三国として扱われるようになるので、EU エコラベルを自国内で発行する権利は失う。ただし、EU 域内で流通する商品をイギリスの企業が申請することはできる。イギリスとしては、EU エコラベルに参加し続けられるようにしていきたいとの考えは持っているようだ。

(質問 4)

環境フットプリントを EU エコラベルに盛り込むのはいつ頃になるのか。

(回答 4 : Ms. Sylvie Ludain)

環境フットプリントのスキームはパイロットプロジェクトとして数年来、特定の組織・製品グループについて行われている。できるだけ製品及び組織の環境フットプリントと EU エコラベルの基準を揃えていきたいが、現在、製品ホットスポットの特定方法などで環境フットプリントのワーキンググループと協力している。EU エコラベルは上位の製品を特定していくものなので、環境フットプリントを他の製品のインパクトと比較していくことになるだろう。両者はどんどん統合化されていく。いずれは全ての製品への導入を目指している。

(質問 5)

他ラベルとの相互認証の可能性はあるか。EU 公共調達指令の改正予定を教えてください。

(回答 5 : Ms. Sylvie Ludain)

EU エコラベルの規制で相互認証は許されていないため、その考えはない。EU エコラベル規則の第 11 条では、他ラベルとの協力について規定している。例えば基準策定では、EU 加盟国内のノルディックスワンをはじめ域内の 10 のラベルと協力している。EU 市場には多くのラベルが存在しているので、それらと厳格な透明性をもって、分かり易い手順で協力していかなければならない。そして GEN の枠組みや各国ラベルとも、特に基準策定やスキーム実施に関して協力と経験を共有していきたい。公共調達指令の改正予定は現在のところない。GPP の要件は特定製品への導入を計画しており、GPP 指令にそれを導入するわけではない。

(質問 6)

サーキュラー・エコノミー戦略においてサービサイジングは含まれているか。

(回答 6 : 喜多川)

CEAP2.0 では、サービサイジングのような記述はそれほど多く入っていない。シェアリング、リース、サブスクリプションなど、どの手法を使うかというよりも、資源循環をいかに進めるかに力点が置かれている。ただ、本アクションプランの一番の目的はデカップリングであり、資源消費に依存しないビジネスを推進させるという考え方であるので、自動車の MaaS(Mobility as a Service)などが記載されているように、製品を売り切るビジネスモデルから消費を転換するという点では、サーキュラー・エコノミーとサービス化という方向性は密接な関係があると考えます。

(質問 7)

金融商品の EU エコラベルは、具体的にどういった内容か。サーキュラー・エコノミーとの関連はあるか。

(回答 7 : Ms. Sylvie Ludain)

欧州グリーンディール及び CEAP は世界、経済全体をグリーンにしていこうという考え方である。個人向けの金融商品も大変重要であり、消費者は経済に貢献をするだけでなく、

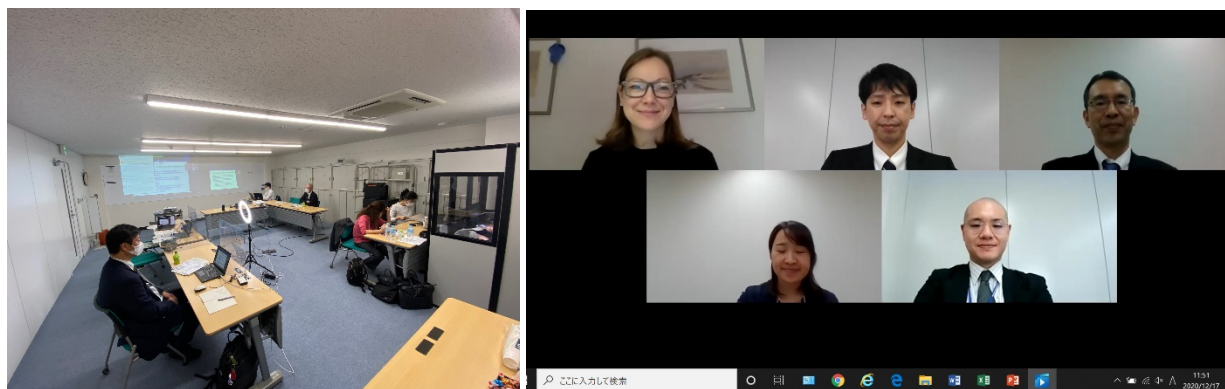
知る権利を持たなければならない。グリーンな投資をしたいという消費者が、透明性のある情報を得たうえで投資をしていく。現在、投信の除外セクターなどについて協議を重ねているところであるが、来年には基準の文書を公開できる見込みである。銀行業界のレーティングにもとづき基準を設定するという野心的な内容であるが、銀行業界でも実現可能性のあるものになっている。これまでエコラベルにはなかったインパクトが大きい領域で、大手銀行の関心も高い。

(質問 8)

EU エコラベルの普及に関して、製造事業者とのパートナーシップによるインセンティブを与える、消費者への普及活動は。

(回答 8 : Ms. Sylvie Ludain)

野心的で実行可能な基準を策定するため、関連業界や NGO などと基準策定などで協議している。また、制定された基準を周知することを重視しており、申請のステップを説明するマニュアル、ウェビナー等に注力している。対消費者のコミュニケーションにはかなり投資をしており、分かり易いロゴへの変更、刊行物、SNS などを行っている。北欧各国ではノルディックスワンと EU エコラベルが協力してプロモーション活動をしているほか、加盟国独自のキャンペーンも実施しており、ロゴの認知度はかなり高まってきた。



オンラインセミナーの様子

< 参考 > 国際セミナーの参加者に対するアンケート結果について(回答数 : 151)

参加者は製造業が最も多く、特にグローバルに事業を展開している OA 機器に関する事業者が圧倒的に多かった(アンケート回答者の約 1/5)。そのほか、自動車や繊維製品、紙類、家電製品、役務・サービスからの参加も多い。また、業種の選択肢にない「その他」に属する回答も 3 割程度あり、幅広い業種において国際展開への関心が高まっていること

が窺える。今回はセミナーのテーマを欧州にフォーカスしたこともあり、今後のセミナーで聞いてみたいテーマとしては、欧州グリーンディールやサーキュラー・エコノミーなどの政策動向のほか、プラスチック資源循環に関する法規制について知りたいという声が多く聞かれた。例年は、エコプロ併設セミナーとして開催しているため、エコプロ Web サイト/メールマガジン経由で本セミナーを知った参加者が多いが、本年度は単独開催であったこともあり、参加者の約 4 割が環境省 Web サイト/メールマガジン経由で本セミナーを知ったと回答している。

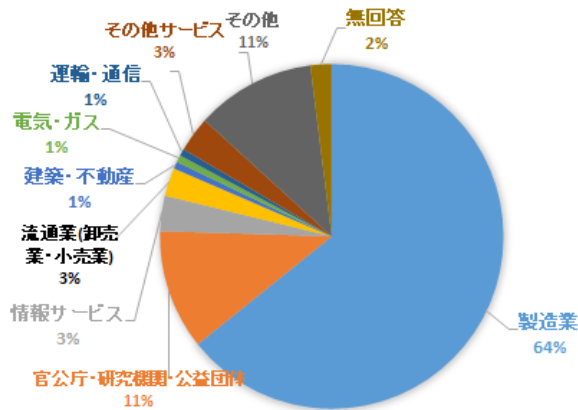


図 1. アンケート回答者の属性

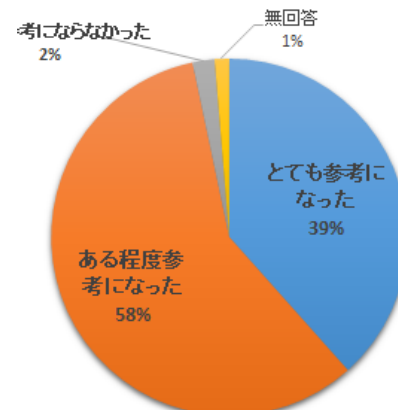


図 2. 国際セミナーの感想

Q1. 今回の国際セミナーで最も関心をもったテーマはどれか？

欧州のサーキュラー・エコノミーに対する関心が高かったこともあり、海外専門家の中では、欧州委員会(EC)の講演に対する関心が高かった。また、OA 機器メーカーの参加者が多かったため、EU 域内の公共調達において強い影響力を持つドイツ・ブルーエンジェルの「画像機器」改定に関する意見(要望)も多く、講演の人気も高かった。

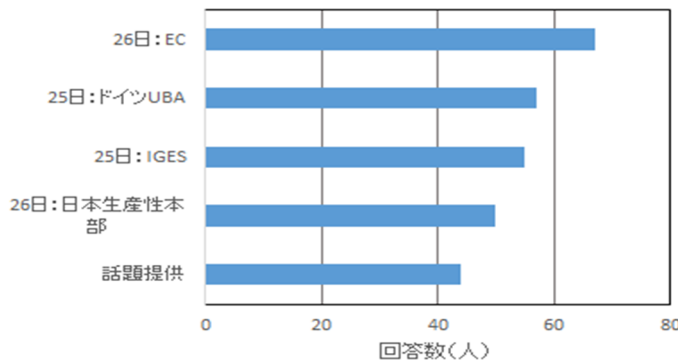


図 3. 関心をもった講演内容

Q2. 今後開催する国際セミナーで聞いてみたいテーマについて

聞いてみたいテーマとしては、GPP 及び環境ラベルの現状だけではなく、今後の動向について知りたいという声が多かった。また、本年 3 月に CEAP2.0 が発表されたばかりであったこともあり、その中でも取り上げられているバイオプラスチックや生分解性プラ

スチックなどの石油代替素材の市場動向や、各加盟国における循環経済の取組を知りたいといった声が聞かれた。また本年度は、グローバルに事業を展開していくうえで、アジアや南米、アフリカの環境規制について知りたいという声も複数から聞かれた。一方、環境ラベルあるいは相互認証に関するテーマはここ数年の間、常に人気が高いが、ビジネスにおける GPP と環境ラベルの活用だけでなく、一般消費者にわかりやすく環境ラベルを普及啓発する必要性を強調する意見も複数から挙げられた。また、環境ラベル取得にかかる負荷の大きさを訴える声は例年と変わらず多く聞かれ、各国の環境ラベルによって異なる認証方法の統一を望むといった、実務的な意見も多く聞かれた。

本年度も、参加者の多くが OA 機器関連の製造業であったことを踏まえると、来年度以降の開催においても、各国の GPP と環境ラベルに関する詳細な情報を得たいというニーズはますます高まるものと予想される。欧州サーキュラー・エコノミー政策や、プラスチック資源循環に対する海外の環境規制の動向への関心も高まっているため、それらが各国の GPP や環境ラベルに与える影響についても継続的に注視しつつ、講演内容に反映するような工夫も必要と考えられる。一方で、ASEAN をはじめ南米、アフリカなどの新興国に関する情報を希望する声も多く寄せられるようになってきており、より幅広い国から海外専門家を招聘することも検討する必要がある。

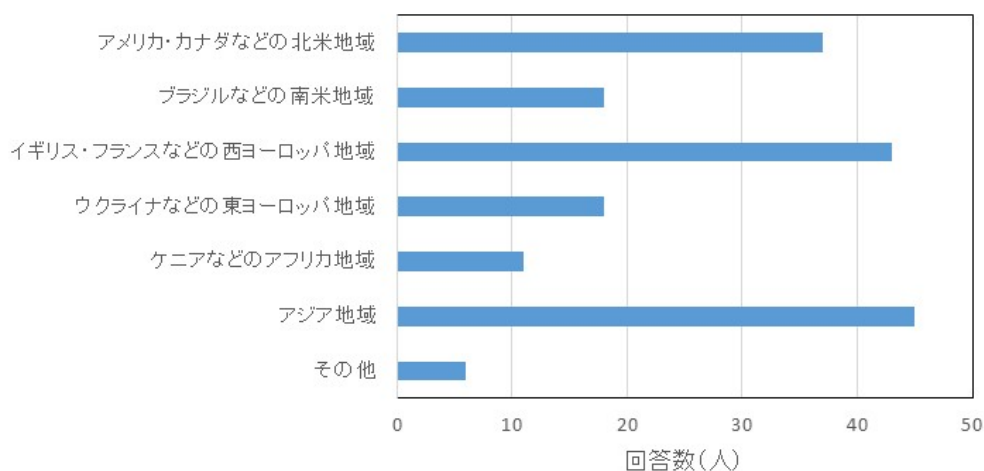


図4.今後聞いてみたい国・地域

Q4. 国際展開を進める上で、環境規制(環境ラベルや公共調達も含む)等で課題に感じている事項や政府や環境ラベル機関への要望・意見について

国やラベル機関への要望としては、世界各国で GPP 制度や環境ラベルなどの規制が乱立して整合していない現状に窮しているため、環境ラベルの相互認証や基準の国際調和を進めてほしいという声が圧倒的に多かった。また、GPP や環境ラベルの調達を推進するためには、政府機関による実施だけでは非効率であり、民間委託や電子化も活用していくべきという声も聞かれた。一方、各国の GPP や環境ラベルに対応していくにあたっての課題として、各国ラベルにおける製品カテゴリーの有無や、基準の有効期限などの詳細情報が把握しきれないことを課題として挙げる声が複数から聞かれた。以上を踏まえると、今後も環境ラベルと GPP に関連する最新かつ詳細の情報を継続的に収集し、きめ細かな

対応を行っていく必要があると考えられる。

4 - 1 - 4 国際セミナーのまとめ

本セミナーは、平成 27・28 年度に実施した「国際シンポジウム」の流れを承継し、平成 29 年度からは環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援に目的をフォーカスした「国際セミナー」に名称と内容を改め、毎年、12 月のエコプロ展との同時開催イベントとして実施してきた。しかし本年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を鑑み、11 月 25 日（水）、26 日（木）の 2 日間に亘ってオンラインセミナーとして開催することとした。

本セミナーでは、複数国の海外専門家より、各国の GPP 制度や環境ラベルについて詳細な説明が行われるため、得られる情報量も極めて多い。そのため本年のプログラムでは、まず初めにセミナー運営者((公財)日本環境協会)より、世界各国の GPP と環境ラベルの概要を整理して情報提供することで基礎的な知識をインプットし、聴講者が理解しやすくなるように配慮した。

25 日（水）の講演では、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)からは、日本・EU における循環経済と GPP の政策比較について紹介があった。日本・EU における循環経済に関する政策や法整備の歴史を振り返りながら、日本ではシングルユースプラスチックの削減を重視しているのに対し、EU では再生プラスチックの使用や、耐久性や修理性を向上させることでバージンプラスチック使用量を削減していく考え方であると分析した。また再生プラスチックについては、日本では廃棄物処理として動いてきた一方、EU は設計段階からリサイクル性を考える「エコデザイン」が重視されているとした。また日本・EU とも、循環経済政策と GPP 政策が強く結びついているとしつつ、共通の課題として、「循環性(サーキュラリティ)」の定義が不明確であることによるモニタリング上の課題や、循環経済の要素を取り入れた GPP 基準を実用可能とする認証制度の整備、実施主体による GPP の取組度合の差などを挙げた。ドイツ連邦環境庁(UBA)からは、はじめにドイツのタイプ 環境ラベルであるブルーエンジェルの運営体制やラベル授与の仕組み、消費者の認知度ならびに購買への影響などの概要が紹介された。なかでも成功している製品グループとして、「画像機器」と「紙おむつ」を挙げた。次に、連邦制を採用しているドイツの複雑な公共調達仕組みとブルーエンジェルの関係について触れた。ドイツの GPP は、連邦 / Land (州) / 地方自治体、あるいは EU 指令による調達額の閾値などによって義務か任意かが異なる。ドイツでは、技術的な仕様などを定める入札文書において「ブルーエンジェルのラベルが付与されている製品」を指定できるとされている。

26 日（木）の講演では、(公財)日本生産性本部からは、CEAP2.0 の概要が紹介された。CEAP2.0 の主な目的は、欧州の産業競争力の向上、消費者の力を強めること、環境保護の推進である。「持続可能なプロダクトポリシー」の法制化を進めて、商品販売契約に関わる EU 指令を改正して「修理する権利」を確立しているほか、エネルギー消費・効率にとどまらず、資源効率やリユースビリティにも踏み込んで、持続可能型の製品設計の規定を拡

張していると指摘した。また CEAP2.0 は環境政策の一つではなく、グリーンとデジタルをツイントランジションとした産業政策であり、ツイントランジションに向けて資金を動かしていくための金融規則の整備も同時に進められていることを強調して講演を締め括った。最後に欧州委員会(EC)からは、はじめに欧州グリーンディールと CEAP2.0 の概要について解説した。そのなかで、EU エコラベルはサーキュラー・エコノミー政策に移行するための重要なツールであり、今後、耐久性・リサイクル性・リサイクルコンテンツの基準を体系的に含めていくことや、公共調達指令において同ラベルを GPP の証明として活用できることなどを紹介した。また、EU 加盟国の自発的な取り組みとなっている GPP の枠組みに関し、2021 年からセクター別の法令で GPP 基準の必須化と、モニタリング結果の義務的な報告を段階的に導入する予定であることを強調して発表を締め括った。

本年度は海外専門家の選定にあたって、想定される聴講者の関心が高い国において GPP を所管する政府機関、または環境ラベルを運営している機関の専門家を中心に招聘し、各プログラムの最新動向や詳しい背景情報の把握に努めた。国際セミナーには 2 日間で延べ 345 名が出席し、日本の事業者等の参加者の関心も非常に高かった。特に今回は、OA 機器や IT 機器分野の聴講者が多いなか、EU 域内の GPP で影響力の大きいドイツ・ブルーエンジェルの専門家が来日したことで、画像機器に関係する事業者の関心が例年にも増して高かったことが特筆される。

なお、本国際セミナーの開催における運営は、本業務の仕様書「(別添)8.その他(4)会議運営を含む業務について」に規定されている通り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準等の要件を満たしている。